

令和2年10月30日

川西市長 越田 謙治郎 様

川西市行財政改革審議会
会長 上村 敏之

(仮称)川西市使用料、手数料及び負担金等の
算定、見直しに関する基準(案)について(中間答申)

本審議会は、令和元年5月10日付の諮問に応じ、(仮称)川西市使用料、手数料及び負担金等の算定、見直しに関する基準(案)に関し、慎重に審議した結果、以下のとおり中間答申する。

使用料、手数料及び負担金等は、川西市財政健全化条例により、規律ある財政運営に資するため、随時見直しを行わなければならないと規定されている。

この基準(案)は、川西市財政健全化条例の理念に則り、受益と負担の均衡、経済情勢を考慮し、適正な料金への見直しを行うにあたり、料金の算定方法についての基本的な考え方や方針を整理し、統一的な基準を定めることを目的として策定している。

この基準(案)に基づいた料金設定を行う際は、次の点に留意し、質の高い行政サービスの提供につなげるよう要望する。

1. 策定した基準(案)は、行政サービスを利用する市民、利用しない市民及びサービスを提供する行政との共通ルールとして公表し、市民と共有すること。
2. 今回策定した基準(案)を、急速に進展する新しい技術革新や新型コロナウイルス感染症対策に伴う新しい生活様式等の経済情勢の変化に応じて、適切に運用するとともに不断に見直すこと。